

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の 特殊勤務手当に関する規則

昭和45年3月30日

規則第4号

改正 昭和46年1月規則第1号

同 48年5月 同 第2号

同 49年5月 同 第1号

同 50年8月 同 第1号

同 53年4月 同 第4号

平成12年3月 同 第2号

同 14年3月 同 第3号

令和3年11月 同 第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。

- (1) 指導員調査手当
- (2) 養護手当
- (3) 看護手当
- (4) 処置手当

(種類及び支給額)

第3条 前条の規定に基づく特殊勤務手当の種類及び支給額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 特殊勤務手当の支給期間は、月の1日から末日までの期間とし、翌月の給料支給日に支給する。

第5条 月額をもって支給する特殊勤務手当は、その月の勤務した日数が15日未満のときは定額の2分の1とし、その月の勤務した日数が5日未満であったときは支給しない。

- 2 月額をもって支給する特殊勤務手当を受ける職員で、その者の給料が月額等で定めてある場合は、前項の規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の月額にその者の勤務日数を乗じ、その額を25で除して得た額をもって、当該職員の特殊勤務手当の支給額とする。ただし、その支給額が当該特殊勤務手当の定額を超えるときは、その定額とする。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年1月規則第1号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年5月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年8月規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

（手当の内払）

- 2 昭和50年4月1日から、この規則施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、この規則の規定による手当の内払とみなす。

附 則（昭和53年4月規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	支給額
指導員調査手当	生活指導員が被収容者の指導及び調査に従事した場合、1人月額3,500円
養護手当	被収容者の養護又は調理の業務に従事する職員、1人月額3,000円
看護手当	看護師又は准看護師で被収容者の看護に従事する職員、1人月額3,500円
処置手当	死亡者の取扱作業に従事した場合、1件につき2,000円